

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町三箇字大久保四〇一〇 番一地从り同市菖蒲町三箇字大久 保四〇一〇番一地从りまで	久喜市菖蒲町三箇字大久保四〇一〇 番一地从り同市菖蒲町三箇字大久 保四〇一〇番一地从りまで	区 間
一七・九二〇 一九・二一	一五・一七〇 一九・二一	敷地の幅員 (メートル)
六・二六		延 長 (メートル)
		備 考